

# 第12期定時株主総会

## その他の電子提供措置事項

### (交付書面省略事項)

#### 事業報告

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

#### 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 株式会社 eWeLL

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様には、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した「業務の適正を確保するために必要な体制に係る基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。

内部統制システムの整備状況の概要は、以下のとおりであります。

- a. 当社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (a)取締役は、企業理念、法令、定款、社内ルールの遵守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会および経営会議等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
  - (b)「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守して財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
  - (c)「反社会的勢力による被害の防止のための基本方針」を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
  - (d)コンプライアンス体制をさらに有効・強固なものとするために、コンプライアンス委員会の活動を継続する。
  - (e)社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (a)職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書管理規程」等の諸規程に従い、適切に保存および管理を行う。
  - (b)個人情報の管理について、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a)重要な経営課題については、取締役会規程等の社内規程に基づき、取締役会、経営会議に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。
  - (b)リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告する。

- (c) リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。
- (d) 日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「決裁権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保する。
  - (b) 取締役会および経営会議を定期的開催し、取締役の担当業務に関する報告と審議を行う。
  - (c) 可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保する。
- f. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その補助する使用人の異動、評価等は監査役の意見を尊重したものとし、取締役からの独立性を確保する。

また、監査役は職務を補助する際は、監査役の指揮命令に従う。
- g. 当社の監査役への報告に関する体制
  - (a) 経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査役が出席する取締役会、経営会議にて取締役から報告を行う。
  - (b) 主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査役は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。
  - (c) 取締役は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査役に報告を行う。
- h. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社の取締役、使用人に周知する。
  - (b) 内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱を禁止する旨を規程に明記する。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行のために必要な費用については、請求時速やかに処理するものとし、必要に応じて事前に支払う。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べることができる。
  - (b) 監査役は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
  - (c) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、内部監査担当者および会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- a. 原則として月に1回以上開催する取締役会および監査役会において、取締役の職務の執行状況を監督しております。
- b. 原則として月に1回以上開催する経営会議において、重要な経営課題に対し経営方針と諸方を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な報告を目的とした会議体として機能しております。
- c. 原則として3か月に1回以上開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、取締役および使用人の職務の執行状況、法令順守状況・リスク管理状況を確認しております。
- d. 監査役は、取締役会および監査役会への出席の他、定期的に取り締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、特に常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の社内重要会議に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- e. 内部監査担当は、年間監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果は、代表取締役へ報告しております。また、定期的な会計監査人・監査役との協議を通じて内部監査に必要な情報収集・情報交換を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	328,165	320,156	320,156	456,783	456,783	-	1,105,106	1,105,106
当 期 変 動 額								
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	19,417	19,417	19,417				38,835	38,835
新株の発行（新株予約権の行使）	19,193	18,805	18,805				37,999	37,999
剰余金の配当				△104,394	△104,394		△104,394	△104,394
当 期 純 利 益				612,903	612,903		612,903	612,903
自己株式の取得						△410	△410	△410
当 期 変 動 額 合 計	38,611	38,223	38,223	508,508	508,508	△410	584,933	584,933
当 期 末 残 高	366,777	358,380	358,380	965,292	965,292	△410	1,690,039	1,690,039

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ 特許権 定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

主要なサービスにおける主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### ① クラウドサービス

主に「iBow」「iBow レセプト」等、クラウドで提供するサービスから収益を獲得しております。

顧客とのサービス利用契約において、サービスを提供する義務を負っており、当該契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金および従量課金に基づき認識しております。

##### ② BPOサービス

主に「iBow 事務管理代行」サービスの提供から収益を獲得しております。

顧客との委託契約において、サービスを提供する義務を負っており、当該契約に基づいたサービスを提供することによって、履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で従量課金に基づき認識しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(役員に対する譲渡制限付株式の会計処理)

役員に対する金銭報酬債権の付与時に金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間（3年）にわたり費用計上しております。

**2. 表示方法の変更に関する注記**

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払負担金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

**3. 貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額	55,807千円
----------------	----------

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 7,480,896株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 83株

(3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	104,394	15	2022年12月31日	2023年3月30日

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	149,616	20	2023年12月31日	2024年3月29日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 140,145株

(注) 当社は、2024年1月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。

当事業年度の末日における発行済株式および自己株式ならびに新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。また、1株当たり配当額についても、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金および設備資金を銀行借入により調達しております。有価証券取引およびデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金のほか、未払金、未払法人税等および未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、1年以内であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価 ( * )	差 額
① 敷 金	77,403	74,547	△2,855
② 1年内返済予定の 長期借入金	(91,500)	(91,395)	△104

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
敷 金	－	74,547	－	74,547
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	－	91,395	－	91,395

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	11,434千円
未払費用	19,333千円
減価償却費超過額	1,758千円
前受収益	3,299千円
資産除去債務	31,207千円
株式報酬費用	2,459千円
その他	721千円
繰延税金資産合計	<u>70,215千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>29,090千円</u>
繰延税金負債合計	<u>29,090千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>41,124千円</u>

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービスカテゴリー別	当事業年度
クラウドサービス	1,851,648
BPOサービス	199,905
その他サービス	18,023
顧客との契約から生じる収益	2,069,577
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,069,577

(注) 当社は、訪問看護ステーション向けサービス提供事業の単一セグメントであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	319,361
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	416,178
契約負債（期首残高）	33,236
契約負債（期末残高）	22,810

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、主に「クラウドサービス」「BPOサービス」の利用に伴う債権等で構成されており、これらの債権の回収期間は、主に1～2か月以内であります。

2. 契約負債

契約負債は、「クラウドサービス」の契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社が契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられるものであります。

当事業年度期首における契約負債のうち、当事業年度において収益に認識した金額は23,526千円であります。

当事業年度における契約負債の減少は、一括した利用料等の前払が減少したためであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期 残	未 高
主 要 株 主 役 主 員	中野 剛人	(被所有) 直接 39.6	当社代表 取締役	第5回新株予約 権の行使(注)2	18,150	—	—	—
主 要 株 主 役 主 員	北村 亜沙子	(被所有) 直接 15.1	当社常務 取締役	第1回新株予約 権の行使(注)1	2,373	—	—	—
主 要 株 主 役 主 員	北村 亜沙子	(被所有) 直接 15.1	当社常務 取締役	第5回新株予約 権の行使(注)2	9,626	—	—	—
主 要 株 主 役 主 員	中野 剛人	(被所有) 直接 39.6	当社代表 取締役	第5回新株予約 権の行使(注)3	139,108	その他(流動 資産)	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 第1回新株予約権の行使については、2014年5月26日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 第5回新株予約権の行使については、2020年11月30日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 第5回新株予約権の行使については、2020年11月30日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の行使によるものです。なお、「取引金額」欄は新株予約権の権利行使により発生した源泉所得税の一時的な立替金を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 112円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 43円06銭  |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 40円22銭  |

(注) 当社は、2023年11月10日開催の取締役会の決議に基づき、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年11月10日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

### (1) 株式分割について

#### ① 目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大と当社株式の市場流動性の向上を図ることを目的としております。

#### ② 株式分割の方法

2023年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2023年12月29日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

#### ③ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,480,896株
今回の分割により増加する株式数	7,480,896株
株式分割後の発行済株式総数	14,961,792株
株式分割後の発行可能株式総数	51,200,000株

#### ④ 分割の日程

基準日公告日	2023年12月15日
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年1月1日

#### ⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「9. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

#### ⑥ 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を2024年1月1日以後、次のとおり調整いたしました。

新株予約権（発行決議日）	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権（2019年12月27日）	201円	101円
第5回新株予約権（2020年11月30日）	242円	121円

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更について

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

② 変更内容

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,600,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>51,200,000株</u> とする。